

●12/6 赤字追加：「信州の安心なお店認証制度」の取扱いを明確化

“この冬どこ行く？ウェルカム信州アクティビティ割！”

最大 50%OFF

「ディスカバー信州 冬のアクティビティ利用促進事業」体験事業者等募集要領

スキー関連産業や体験・レジャー施設等の需要喚起を図るため、本県で体験できるアクティビティやレジャー、スキー場のリフト券の利用料金の割引を行う「この冬どこ行く？ウェルカム信州アクティビティ割！」（ディスカバー信州 冬のアクティビティ利用促進事業）を実施します。

ついては、体験プログラム・入場入館チケットを体験予約サイトで販売する事業者を募集します。

“この冬どこ行く？ウェルカム信州アクティビティ割！”の概要

- 実施期間：令和3年12月13日（月）～令和4年3月15日（火）のうち平日
土日祝及び令和3年12月24日（金）～令和4年1月10日（月）を除く
＊予算の上限に達した場合には、上記の期間に関わらず事業を終了します。
- 割引対象者：国内在住者（在留外国人及び訪日外国人を含む）
- 対象商品：下表のとおり

項目	販売・利用期間	利用回数制限	備考
県内を実施場所とする 体験プログラム	令和3年12月13日（月）～ 令和4年3月15日（火） ※利用は平日限定とし、土日祝日及び 12月24日（金）～1月10日（月） は利用対象日から除く。	制限なし	対象商品の詳細は 別紙1のとおり

- 販売方法：対象商品を取り扱う以下2つの体験予約サイトで販売
アソビュー！、ACTIVITY JAPAN
- 割引率：最大50%OFF（上限1人5,000円／回）
- 販売手数料：無料（県が販売手数料相当額を体験予約サイトに支払います）
＊割引クーポンを利用しない予約・購入、または利用対象期間外の予約・購入に関しては、本キャンペーン外となり販売手数料が発生します。ご了承ください。
- 事業スキーム：



体験プログラム等の運営事業者の募集

- 募集期間：令和3年12月3日（金）以降、随時受け付けます。

ただし、予算執行状況によっては予告なく募集を終了する場合があります。

- 対象事業者：

対象商品に該当する体験プログラムの運営事業者であって、次の各号ごとに定める要件を全て満たす者

- （１）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、かつ「信州の安心なお店認証制度」の対象業種である場合には認証を取得すること。制度詳細はホームページをご覧ください。[\(https://shinshu-anshin.net/\)](https://shinshu-anshin.net/)

<補足説明>

- ・ 認証制度の対象業種は、①飲食店、②持ち帰り・配達飲食サービス業、③宿泊業、④洗濯業、⑤理容業、⑥美容業、⑦公衆浴場業、⑧冠婚葬祭業（結婚式場業）、⑨文化芸術施設（映画館、博物館、美術館）、⑩スポーツ施設提供業、⑪遊戯場、⑫カラオケボックス業、⑬療術業の13業種（認証申請から巡回・登録まで10日前後かかるため、認証申請を条件として、認証を受ける前でも本キャンペーンを適用してお客様を受け入れていただくことは可能とします）

- （２）ワクチン・検査パッケージ等に対応可能であること

（新型コロナ感染拡大時において、割引対象者が体験プログラムを利用する際に、当該割引対象者のワクチン接種歴（2回目接種後14日以上経過）又は検査結果の陰性のいずれか並びに身分証明書等を事業者が確認することを想定しています。詳細は決まり次第発表します。）

- （３）利用対象日の除外期間における割引を適用した体験プログラムの利用について、割引利用はできない旨を予約者又は利用者に必ず説明するとともに、割引利用は受け付けないこと（除外期間の施設利用等に係る割引分及び販売手数料相当額はお支払いできませんので、ご注意ください）

- （４）対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止すること

- （５）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ）暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- （６）前項の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと

●登録申込方法：体験予約サイトごとに異なります。

予約サイト	アソビュー！	ACTIVITY JAPAN
担当部署	観光戦略部	顧客サポート部
担当者	柳瀬・今井	稲葉・福井
登録申込フォーム	https://bit.ly/3CZssIV	https://activityjapan.com/publish_info
システム紹介	https://biz.asoview.com/inquiry/	https://activityjapan.com/publish_info
電話番号	－ (メールにてご連絡ください)	050-3311-1577
E-mail	biz.solution@asoview.co.jp	support@activityjapan.com
受付時間	平日（月～金）10:00～17:00 土日祝休業	平日（月～金）11:00～16:00 土日祝休業

●お問い合わせ：

<体験予約サイトの登録に関する事>

登録申込方法に記載の各社連絡先に直接お問い合わせください。

<事業全般に関する事>

ディスカバー信州 冬のアクティビティ利用促進事業事務局

Tel：026-234-6300

E-mail：dsnagano_winter@nta.co.jp

受付時間：平日 10 時～17 時

定休日：土日祝日・年末年始 12/28～1/4

ディスカバー信州 冬のアクティビティ利用促進事業 体験プログラムの対象商品の考え方について

1 基本的な考え方

- ・アクティビティやレジャー、伝統文化体験等の観光体験商品のうち、原則、観光要素・体験要素のどちらも含んだ内容のプログラムを対象とする。なお、前述の要素を欠くプログラムにおいても、本事業の目的に反しないと判断される場合は対象とする。
- ・観光体験商品を販売する事業者は、「信州の安心なお店認証制度」の対象業種である場合には認証を取得（又は申請中）していること（認証制度の対象業種に該当しない事業者は「新型コロナ対策推進宣言」の実施を条件とする。詳細は体験事業者等募集要領の「対象事業者」を参照）。本要件を満たさない事業者が販売する観光体験商品は対象外とする。

2 具体例

【対象とするもの】

■アウトドア体験

スノーアクティビティ（スノーシューハイキング、バックカントリー、スノーモービル、樹氷ナイトツアー、アイスクライミング、チュービング等）、スキー板やウェアなどスノーギアレンタル、サイクリング、レンタサイクル、トレッキング、登山、星空観賞、マリンスポーツ（SUP、ヨット、カヌー、カヤック、水上バイク、ダイビング、ホバーボード等）、乗馬体験、人力車体験、遊覧船、果物狩り、魚釣り（遊漁券は除く）、BBQ、キャンプ、社会（工場）見学 等

■インドア体験

ガラス細工、アクセサリ作り、陶芸体験、着物着付け体験、クラフト体験、食づくり体験（そば打ち、おやき作り等）、お茶たて体験、華道体験、楽器体験、絵付け体験、アート体験、フラワーアレンジメント 等

【条件付きで対象とするもの】

プラン	条件・例示等 ○…対象 ×…対象外
入浴料 (観光要素△・体験要素○)	温泉を対象とします。
施設入館料・チケット (観光要素○・体験要素△)	博物館、美術館、動物園、遊園地等を対象とします。
コース料理・バイキング等 (観光要素×・体験要素○)	体験要素を含む場合は対象とします。 一方的に食事の提供を受けるのみのプランは対象外とします。 (例) 遊覧船でのコース料理（ディナークルージングなど）…○ レストランでのコース料理…×

【対象外とするもの】

- ・体験要素又は観光要素がないもの。又は一般的に観光客をターゲットにしていないもの。
ゲームセンター、映画館、ボウリング、ビリヤード、卓球、ヨガ、マッサージ、エステ、散髪、パソコン教室、レンタカー 等
- ・スキーリフト券（券種は問わない）と観光体験商品をセットにした商品は対象外とします。